

福岡県公報

平成三十年五月一日
第三千九百八十八号
増刊
①

目次

規則(第二十一号)

○福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(医療保険課) ……………一

訓令

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

(防災企画課) ……………一七

規則

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年五月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年福岡県条例第一号。以下「条例」という。)第十三条の規定に基づき、福岡県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(借入れの申請)

第二条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の十二月末日までに、福岡県国民健康保険

財政安定化基金事業貸付金借入申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 基金事業貸付金限度額見込計算書
- 二 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- 三 基金事業対象保険料必要見込額報告書
- 四 基金事業貸付金償還計画書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定等)

第三条 知事は、前条の規定により提出された借入申請書等を審査の上、貸付金を貸し付けることが適当と認めるときは、貸付け及び貸付額を決定し、その決定の内容を当該市町村に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、貸付金の貸付けの目的を達成するために必要があるときは、決定に条件を付するものとする。

(貸付金の貸付け)

第四条 前条第一項の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、貸付金請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

3 貸付金の貸付けを受けた市町村(以下「貸付けを受けた市町村」という。)は、直ちに福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借用証書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

(貸付事業実績報告)

第五条 貸付けを受けた市町村は、当該貸付けを受けた年度の翌年度の六月末までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入実績報告書(様式第四号)に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 一 基金事業貸付金限度額実績計算書
- 二 基金事業対象保険料収納額実績報告書
- 三 基金事業対象保険料必要額実績報告書
- 四 基金事業貸付金償還計画書

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(貸付額の確定等)

第六条 知事は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、貸付けすべき貸付金の額を確定し、当該市町村に対し通知するものとする。

2 前項の通知を受けた市町村は、確定後の貸付額により、直ちに福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金確定借用証書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による確定借用証書の提出があったときは、第四条第三項の規定により当該市町村から提出を受けている借用証書を返還するものとする。

(償還金の償還方法等)

第七条 貸付金の償還は、条例第六条に規定する償還期間(条例第七条第一項の規定により償還期限が延期された場合にあつては、延期後の償還期限までの間)において、知事が定めるところにより、分割して行うものとする。ただし、条例第八条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りではない。

2 前項の場合における各年度中の納付期限は、福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則(平成三十年福岡県規則第十三号)第五条第一項各号に掲げる第一期から第九期までの各納期の末日(その日が福岡県の休日であることを定める条例(平成元年福岡県条例第二十三号)第一条第一項に定める県の休日)に当たるときは、その直前の県の休日でない日とする。)とする。

(償還期限等の延期)

第八条 貸付けを受けた市町村は、災害その他特別の事情がある場合において、条例第七条第一項の規定に基づき、償還期限又は前条第二項の納付期限(以下「償還期限等」という。)の延期を求めるときは、償還期限等の二十日前までに、償還期限等延期申請書(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、償還期限等の延期の可否及び延期を認める場合にあつてはその期限を決定し、その決定の内容を当該市町村に対し通知するものとする。

(任意の繰上償還)

第九条 貸付けを受けた市町村が、条例第八条第二項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の二十日前までに、繰上償還通知書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第十条 貸付けを受けた市町村は、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入台帳を整備しなければならない。

(交付の申請)

第十一条 法第八十一条の二第一項第二号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとする市町村は、当該年度の十二月末日までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書(様式第八号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 特別の事情等に関する調査
- 二 基金事業交付金所要見込額計算書
- 三 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- 四 基金事業対象保険料必要見込額報告書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

第十二条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査の上、交付金を交付することが適当と認めるときは、交付及び交付額を決定し、その決定の内容を当該市町村に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、決定に条件を付するものとする。

(交付金の交付)

第十三条 前条第一項の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付事業実績報告)

第十四条 交付金の交付を受けた市町村は、当該交付を受けた年度の翌年度の六月末ま

でに、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書（様式第十号）に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 一 特別の事情等に関する調査
- 二 基金事業交付金所要額精算書
- 三 基金事業対象保険料収納実績報告書
- 四 基金事業対象保険料必要額実績報告書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第十五条 知事は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき交付金の額を確定し、当該市町村に対し通知するものとする。

（拠出金の額の算定）

第十六条 条例第十条第一項に規定する拠出金の総額は、前条の規定による確定後の交付金の額により算定するものとする。

2 条例第十条第二項ただし書の場合における各市町村の拠出金は、当該市町村の一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。）の数その他の客観的な指標により算定するものとする。

（拠出時期）

第十七条 条例第十条第四項に規定する拠出時期は、条例第十一条に規定する年度の十二月二十八日（その日が福岡県の休日を含め定める条例第一条第一項に定める県の休日）に当たるときは、その直前の県の休日でない日とする。ただし、条例第十一条の規定により期限が延期された場合は、この限りでない。

（貸付金及び交付金の額の減額等）

第十八条 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受ける市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金若しくは交付金の額を減額し、又は貸付け若しくは交付を行わないこととすることができる。

- 一 貸付金又は交付金の額が不当に過大に見込まれていると認められるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとしたとき。

- 三 この規則に規定する貸付け又は交付に係る手続を怠ったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させ、又は交付金の全部若しくは一部について交付決定を取り消すことができる。

- 一 不当に過大な貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けたことが判明したとき。
- 二 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けたことが判明したとき。
- 三 前項第三号に該当したとき。

四 貸付金又は交付金を国民健康保険財政の不足額を補充する目的以外に使用したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

（報告及び調査）

第十九条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、この規則に定めるもののほか、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

（貸付金又は交付金の返還）

第二十条 知事は、第六条第一項又は第十五条の規定により貸付金又は交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える貸付金の貸付け又は交付金の交付が行われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第十八条第二項の規定により、交付金の全部又は一部について交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第二十一条 貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村は、貸付金又は交付金の返還を命ぜられ、これらを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の金額が十円未満である

ときは、この限りでない。

2 前項の規定により延滞金が納付された場合は、基金に編入するものとする。

3 第一項の場合において、当該返還を命ぜられた貸付金又は交付金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

4 第一項に定める延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても三百六十五日当たりの割合とする。

5 前二項の規定は、条例第七条第二項及び条例第十条第五項に定める延滞金の額の計算について準用する。

(取崩しの場合の市町村通知等)

第二十二條 知事は、法第八十一条の二第二項の規定により基金を取り崩したときは、その取り崩した総額について、全ての市町村に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、当該取崩しを行った年度の翌年度の九月末日までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金繰入計画(当該基金取崩し総額につき、条例第十二条の規定により繰入れを行う年度ごとの繰入れ額等を定めた計画をいう。次項において「繰入計画」という。)を定めるものとする。

3 知事は、繰入計画を定め、又はこれを変更したときは、全ての市町村に通知するほか、福岡県国民健康保険法施行条例(平成二十八年福岡県条例第四十一号)第三条に規定する福岡県国民健康保険運営協議会に報告するものとする。

(補則)

第二十三條 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入申請書

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年福岡県規則第21号）第2条の規定により、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金について下記のとおり借入れしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 借入申請額 金 円

2 貸付条件

国民健康保険法その他の関係法令並びに福岡県国民健康保険財政安定化基金条例及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則のとおり

3 添付書類

- (1) 基金事業貸付金限度額見込計算書
- (2) 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- (3) 基金事業対象保険料必要見込額報告書
- (4) 基金事業貸付金償還計画書
- (5) その他参考となる書類

様式第2号(第4条関係)

貸付金請求書

金額		円	
----	--	---	--

ただし、 年 月 日 第 号をもって貸付決定の通知を受けた福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金

上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長 印

福岡県知事 殿

様式第3号(第4条関係)

		文書番号	
福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借用証書			
	金額	円	【貸付決定】 年 月 日 第 号
上記金額は、次の条件で借用します。			
1	据置期限	年 月 日	
2	償還期限等		
(1)	償還期限	年 月 日	
(2)	償還金の納付回数	回	
(3)	初回納付期限及び額	年 月 日まで	円
(4)	最終納付期限及び額	年 月 日まで	円
(5)	毎期の償還金額等	裏面償還年次表による。	
3	延滞金支払いの方法	償還期限に償還金を延滞した場合は、延滞した金額につき、延滞日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額を延滞金として支払います。	
4	その他	この貸付金の運用、償還等に関しては、国民健康保険法その他の関係法令並びに福岡県国民健康保険財政安定化基金条例及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の関係条項並びに貸付決定において付された貸付条件に従います。	
	年 月 日		
		市町村長	印
	福岡県知事 殿		

様式第4号（第5条関係）

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入実績報告書

年 月 日 第 号で貸付決定を受けた標記貸付金について、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年福岡県規則第21号）第5条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 借入金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 基金事業貸付金限度額実績計算書
- (2) 基金事業対象保険料収納額実績報告書
- (3) 基金事業対象保険料必要額実績報告書
- (4) 基金事業貸付金償還計画書
- (5) その他参考となる書類

様式第6号（第8条関係）

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

償還期限等延期申請書

年 月 日 第 号で貸付決定を受け、年 月 日 第 号で額の確定を受けた福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金の償還期限等を下記のとおり延期したいので、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年福岡県規則第21号）第8条第1項の規定により申請します。

記

	貸付決定内容	延期申請内容
償還期限	年 月 日	年 月 日
納付期限 及び 償還金額	第 回 年 月 日まで 円	第 回 年 月 日まで 円
	第 回 年 月 日まで 円	第 回 年 月 日まで 円
	第 回 年 月 日まで 円	第 回 年 月 日まで 円

申請の理由

様式第7号（第9条関係）

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

繰上償還通知書

年 月 日 第 号で貸付決定を受け、年 月 日 第 号で額の確定を受けた福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金を下記のとおり繰上償還したいので、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年福岡県規則第21号）第9条の規定により通知します。

記

貸付金確定借用証書番号	
借入額 (1)	円
償還期限	
既償還額 (2)	円
繰上償還額 (3)	円
繰上償還期日	
償還残額 (1)-(2)-(3)	円

繰上償還の理由

様式第 8 号（第 11 条関係）

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成 30 年福岡県規則第 21 号）第 11 条の規定により、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金について下記のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付条件

国民健康保険法その他の関係法令並びに福岡県国民健康保険財政安定化基金条例及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則のとおり

3 添付書類

- (1) 特別の事情等に関する調書
- (2) 基金事業交付金所要見込額計算書
- (3) 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- (4) 基金事業対象保険料必要見込額報告書
- (5) その他参考となる書類

様式第9号(第13条関係)

交付金請求書

金額		円	
----	--	---	--

ただし、 年 月 日 第 号をもって交付決定の通知を受けた福岡県国民
 健康保険財政安定化基金事業交付金

上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長

印

福岡県知事 殿

様式第10号（第14条関係）

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記交付金について、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年福岡県規則第21号）第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 特別の事情等に関する調書
- (2) 基金事業交付金所要額精算書
- (3) 基金事業対象保険料収納額実績報告書
- (4) 基金事業対象保険料必要額実績報告書
- (5) その他参考となる書類

訓 令

福岡県訓令第六号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月一日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程（昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「新社会推進部長」を「人づくり・県民生活部長」に改める。

第三条第一項の表新社会推進部の項中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に、「新社会推進部次長」を「人づくり・県民生活部次長」に改め、同表県土整備部の項中「河川課長」を「河川管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。